


開催・平成28年 2月 4日

所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>介護保険法の改正に伴い、条例第2章中の「指定介護予防認知症対応型通所介護」に「運営推進会議」の設置等を規定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない旨の文言を追加する。</p> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 運営推進会議の設置等により、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の適切な運営を図ることができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
文書課において審査済み					
3. 留意事項 (問題点等)					
平成28年1月現在 該当となる事業所数3か所 (在宅サービスセンター向台、サービスセンターやまと苑、サービスセンターさくら苑)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
平成28年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。